

監査公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年9月10日

新城市監査委員 夏 目 道 弘

新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査結果の措置対象

建設部

用地開発課、都市計画課、土木課、土木課道路政策推進室

監査結果報告年月日

令和6年3月22日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年8月21日

講じた措置等の内容

建設部

【用地開発課、都市計画課、土木課、土木課道路政策推進室】

《意見1》

建設部には、専門知識と経験を積んだ職員が欠かせない。関係部署とも協力しながら、人材育成ができる体制づくりを進めていただきたい。

《措置内容》

建設部の業務は、専門的知識と経験が必要不可欠であることから、国、県等が実施する専門研修への職員の参加を積極的に促します。また、技術職員の育成と職員の適切な配置について関係部局と検討を進めます。

《意見2》

建設部で管理されている施設の多くが老朽化し、その維持管理が問題となっている。関係部署との連携を密にして、対策に取り組んでいただきたい。

《検討状況》

施設毎に長寿命化計画を策定し、維持管理費の平準化を図ると共に施設の適切な管理に努めます。また、施設の廃止についても積極的に検討します。